

## 金融商品取引法等に基づく表示

金融商品取引法に基づき、あらかじめお客様に以下の事項について明示いたします。

- 1 金融商品仲介業者の商号又は名称（氏名）及び登録番号  
PODウェルスマネジメント株式会社 関東財務局長（金仲）第 915 号
- 2 所属金融商品取引業者等の商号又は名称
  - ・ アイザワ証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 3283 号  
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
  - ・ あかつき証券株式会社 金融商品取引業者：関東財務局長（金商）第 67 号  
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
  - ・ 東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第 140 号  
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本 STO 協会
  - ・ PWM 日本証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 50 号  
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
  - ・ マネックス証券株式会社 金融商品取引業者：関東財務局長（金商）第 165 号  
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、  
一般社団法人日本暗号資産取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
- 3 注意事項
  - ・ 当社は、所属金融商品取引業者等の代理権を有していません。
  - ・ 当社は、いかなる名目によるかを問わず、その行う金融商品仲介業に関して、お客様から金銭もしくは有価証券の預託を受けることはありません。また、当社と密接な関係を有する者として政令で定める者にお客様の金銭もしくは有価証券を預託させません。
  - ・ 金融商品等へのご投資には、商品ごとに所定の手数料等ご負担いただく場合があります。
  - ・ 金融商品等には、株式相場、金利相場、為替相場等の価格の変動等及び有価証券の発行会社の信用状況の悪化等の起因による損失（元本欠損）が生じる恐れがあります。
  - ・ 商品ごとに手数料、リスク等が異なりますので当該商品の契約締結前交付書面や目論見書、説明資料等をよくお読みいただきご確認ください。
  - ・ お客様が締結される金融商品取引契約によっては、委託証拠金等の差入れが必要となります。委託証拠金を差入れるお取引は、当該委託証拠金を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、損失が預託いただく証拠金等を上回る恐れ

があります。お客様がお取引されるデリバティブ取引等の額の当該委託証拠金等の額に対する比率は、所属金融商品取引業者等ごとに異なるため本書面には表示いたしません。

#### 4 所属金融商品取引業者等が二以上ある場合の注意事項

- お客様が行おうとする取引について、お客様が支払う金額又は手数料等が所属金融商品取引業者等により異なる場合があります。
- お客様は、取引の相手方となる所属金融商品取引業者等に口座を開設する際に、お客様の取引の相手方となる所属金融商品取引業者等の商号を確認していただきます。
- 当社の金融商品仲介行為を通じて、所属金融商品取引業者等の二以上に口座を開設しているお客様については、個別のお取引の際に、お客様の取引の相手方となる所属金融商品取引業者等の商号をお伝えいたします。